

京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月3日

京都市長 松井孝治

京都市規則第31号

京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宿泊税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「240万円」を「480万円」に改める。

附 則

この規則は、京都市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年10月3日京都市条例第9号）の施行の日から施行する。

（行財政局税務部税制課）